

転出届はオンラインで！

市外へ引っ越しをするときは、事前に転出の届け出が必要です。

☎市民課 ☎0299-90-1181

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出の届け出ができます。市役所へ出向くことなく手続きできるため便利です。感染症対策のためにも、ぜひご利用ください。



※マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、転入先市区町村の窓口での転入届の手続きが必要で

男性用トイレにサニタリーボックスを設置



☎健康増進課 ☎0299-90-1331

市役所庁舎、公民館、コミュニティセンターなど公共施設の男性用個室トイレに、サニタリーボックスを設置しています。



前立腺がんや加齢などにより、尿漏れパッドを使用している男性が、使用済みのパッドを持ち帰らず廃棄できるようにするために設置しているものです。

トイレをご利用の際は、一般ごみを捨てたりすることのないよう、適切な利用にご協力をお願いします。

4月からの

シルバーリハビリ体操 参加者募集

シルバーリハビリ体操は、介護予防を目的とし、関節の柔軟性を高め筋力を強化できる運動です。定期的に体操をしてみたい方、同年代の皆さんと一緒に、楽しく体を動かしてみませんか？

☎長寿介護課 ☎0299-91-1701

対象＝市内在住の65歳以上で、自分で通える方

定員＝110人(先着順)

申込方法＝電話または窓口で申し込み

※希望の教室が定員を超えた場合、他の教室を案内することがあります

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります

※予算の議決状況などにより、内容が変更となる場合があります

教室名	会場	実施日
かみす教室	保健・福祉会館	毎週月曜日または火曜日 午前10時～11時30分
うずも教室	うずもコミュニティセンター	毎週水曜日 午前10時～11時30分
平泉教室	平泉コミュニティセンター	毎週金曜日 午前10時～11時30分
大野原教室	大野原コミュニティセンター	毎週木曜日 午前10時～11時30分
若松教室	若松公民館	毎週水曜日 午前10時～11時30分 午後2時～3時30分
矢田部教室	矢田部ふれあい館	毎週金曜日 午前10時～11時30分
土合教室	はさき福祉センター	毎週木曜日 午前10時～11時30分
はさき教室	はさき生涯学習センター	毎週木曜日 午前10時～11時30分

4月からの 会計年度任用職員 募集



職種ごとに各課で募集します。勤務条件や業務内容、選考など、詳しくはホームページを確認いただくか、各問合先までお問い合わせください。

任用期間(共通)＝2023年4月1日～2024年3月31日

詳しくは
コチラ

職名	採用予定人数	条件・資格など	応募期限	問合先
児童扶養手当等事務補助員	1人	なし	3月 1日(水)	こども福祉課 ☎0299-90-1205
矢田部公民館事務補助員	1人		2月24日(金)	矢田部公民館 ☎0479-48-3311
若松公民館事務補助員	4人		2月24日(金)	若松公民館 ☎0479-46-1115

神栖市社会教育委員兼公民館運営審議会委員 募集

☎文化スポーツ課 ☎0299-77-7495

社会教育に関する助言や公民館における各種事業の企画実施について調査・審議します。

活動内容は会議(平日年2回程度)や研修(平日、土日年3回程度)への参加です。

皆さんの知識や経験を、地域の社会教育活動に生かしてみませんか。



定員＝3人

対象＝次のすべてを満たす方

- 社会教育についての知識、関心などがある、市内在住・在勤の18歳以上
- 平日に開催する会議・研修に出席できる
- 市の他審議会などの委員を3つ以上兼務していない
- 公務員でなく、市税などの滞納がない

任期＝委嘱の日～2025年3月31日

報酬＝月額6,000円(交通費別途)

申込期限＝3月7日(火) 必着

申込方法＝応募用紙とレポートを郵送・持参・メールのいずれかで提出(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く)

●応募用紙は、市ホームページまたは、文化スポーツ課(本庁)、公民館(中央公民館、矢田部公民館、若松公民館、はさき生涯学習センター)の窓口から入手可能

●レポートは、任意の様式に、応募の動機と「神栖市の社会教育について考えること」を400～800字で記入

選考方法＝書類審査、面接

申込先

文化スポーツ課 〒314-0192 神栖市溝口4991-5

☎0299-77-7495 ☎0299-77-7703 ✉b-sports@city.kamisu.ibaraki.jp

高等職業訓練促進給付金

事前相談を行いません

☎こども福祉課 ☎0299-90-1205

就職に役立つ資格を取得するための給付金を支給します。

修学状況や受給要件の確認のため、申請の前に必ず、こども福祉課窓口で相談を受けてください。

対象＝市内在住のひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- 養成機関で6カ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 就業・育児と修業の両立が困難であると認められる
- 過去に高等職業訓練促進給付金、入学支援修一時金を受給していない

対象資格＝看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格、その他

支給期間＝修業期間(4年まで)

給付額

●住民税非課税世帯 月100,000円

●住民税課税世帯 月70,500円

相談期間＝3月10日(金)まで



※予算の議決状況により、内容が変更となる場合があります